

報告事項ア

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症に係る対応について、別紙のとおり報告します。

令和2年6月3日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

# 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

令和2年6月3日  
教育総務課

## 1 通常の教育活動への移行

5月27日（水）からは、国の緊急事態宣言の全面解除及び県の感染状況等を踏まえ、文部科学省の示す「学校の新しい生活様式」に基づいた通常の教育活動（一斉登校、一斉授業 等）に移行した。

## 2 部活動の対応

部活動については、感染症対策を徹底し、5月30日（土）から県内練習試合の実施を、6月13日（土）から県内公式試合の実施を可とした。

区分	5月27日（水）～	5月26日（火）まで
登校	JRやバスでのマスク着用等、感染防止に努めた上で <b>一斉登校</b>	・分散登校、時差登校 等
授業	可能な限り3密防止に努めた上で <b>一斉授業</b>	・分割授業、自宅学習 等
学校行事	3密防止の工夫を行った上で、 <b>可能なものから実施</b>	・実施制限（延期、中止）等
部活動	感染症対策に努めながら部活動ガイドラインに基づき <b>段階的に活動を拡大</b>	・対外試合禁止 等

## 3 鳥取型「新しい学校生活様式」の周知及び教育長メッセージの発信

新型コロナウイルス感染症について、引き続き緊張感を持って感染症対策を継続するよう、学校教育活動を実施する上での留意点等について各県立学校に通知するとともに、保護者向けにも、家庭での感染症対策を徹底していただく内容の教育長メッセージをホームページ上で発信した。

## 4 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた国の令和2年度第2次補正予算を活用し、本県の6月補正予算案に以下のとおり計上した。

事業名	予算額	事業概要
ICT環境整備事業	65,748 千円	今後、臨時休業や分散登校等が必要になった場合でも、子どもたちの学びを保障するため、ICTを活用した教育環境を整備する。（県立高校のWi-Fi環境整備等）
県立学校新型コロナウイルス感染症対策等整備事業	96,000 千円	感染症対策の実施や授業等の教育活動を円滑に行うため、県立学校に必要な備品の購入等を行う。（1校当たり3,000千円）
教員業務アシスタント配置事業	16,574 千円	授業教材準備補助、共用物品の消毒等を行う業務アシスタントを学校に配置し、教員の業務支援を行うとともに子どもたちの感染リスクの低減を図る。（23名分）
県立特別支援学校通学支援事業	52,181 千円	県立特別支援学校の通学バスについて、年度末まで増便を継続することで、子どもたちの感染リスクの低減を図る。
いつでも・どこでも・学習継続支援事業	36,884 千円	臨時休業や分散登校における学習の遅れを取り戻すとともに、今後の感染拡大に備え、ICTを活用した家庭学習を支援し、全ての生徒の学びを保障する。（e-ラーニングによる学習支援等）
コロナに打ち勝て！わかとり夢の特別大会支援事業	23,885 千円	高等学校の各種スポーツ・文化大会が中止となったことから、高校生の部活動での挑戦や鍛錬の成果を披露する舞台として開催する本県独自の大会を支援する。

# 鳥取型「新しい学校生活様式」を実践！

鳥取県への緊急事態宣言の解除は「終わり」ではなく、長期間、新型コロナウイルスとともに社会で生きていく時間（とき）の「始まり」です。気を緩めれば感染拡大を起こしかねません。

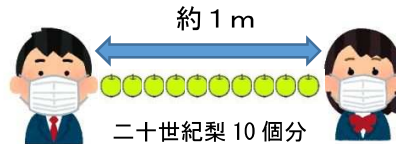
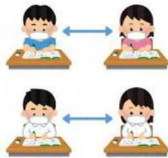
児童生徒のみなさん一人ひとりが鳥取型「新しい学校生活様式」について自分で考え、感染予防や拡大防止に仲間と一緒に取組んで、新しい学校生活をつくっていきましょう！

鳥取県教育委員会

## 新型コロナ克服3カ条

### 1 人と人 <sup>あいだがあいだ</sup>間が愛だ

人と人が約2m離れば、飛沫感染防止で安心！  
教室ではマスクを着用して児童生徒同士が可能な限り約1m離れて学ぶ工夫をしましょう。



できるだけ2m空けよう！

### 2 三つもの <sup>みつだともすだ</sup>密だとミスだ

三つの「密」（密閉、密集、密接）を避けましょう！  
校内ではマスクを着用し、こまめに手洗いし、定期的に換気をしましょう。ただし、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い場合はマスクを外してください。（体育の時間はマスク着用不要）



### 3 幸せは <sup>よぼうでよぼう</sup>予防で呼ぼう

- 登校前に検温し、体調を確認しましょう。
- 発熱や風邪症状などがある場合は、無理をせず自宅で休養しましょう。
- 登下校時にマスクを着用しましょう。特に、公共交通機関（列車やバス）を利用する場合は、マスクを着用し、車内で密集しないようにし、会話は控えましょう。
- 登下校直後や昼食前等に30秒程度かけて流水と石けんでしっかり手を洗いましょう。
- 冷暖房中でも授業の合間の休憩時間に2方向の窓を同時に開けて換気をしましょう。
- 授業中のグループ学習は、真正面での会話は避けて、長時間にならないよう工夫しましょう。
- 昼食時には、対面とならないよう工夫しましょう。

## 一人ひとりが工夫できること

### ◎部活動

- ・活動前に健康観察
- ・活動中のこまめな手洗い、消毒
- ・マイボトルで水分補給
- ・部室や更衣室の利用は短時間
- ・活動時間を守って、きまりよく
- ・円陣、大声は控える

### ◎家庭生活

- ・読書の時間をつくる
- ・今自分ができることを考える
- ・保護者と未来を語る
- ・買い物はなるべく人混みを避け短時間
- ・大規模なイベントへの参加は避ける
- ・3密になる場所には行かない

家に帰ったらまず手洗い！



# 今、電子メディアとの付き合い方で特に気をつけて欲しいこと

鳥取県教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子どもたちが家庭で過ごす時間が長くなり、家庭におけるテレビ・ゲーム・スマートフォン等の利用機会が増加していることと思います。そのような中で、生活習慣が乱れたり、犯罪やトラブルに巻き込まれたりしないよう、特に以下のことに気をつけましょう。

## 児童・生徒のみなさんへ

- 電子メディア機器（※）を使いすぎて生活リズムが乱れないよう、勉強・運動・お手伝い・読書など、1日の計画を立て、時間を有効に使うよう心がけましょう。
- 新型コロナウイルス感染症について、インターネット上で「感染防止に〇〇が効果がある」「△△が売り切れる」「ウイルスに感染した人が、××の店に行ったらしい」等、事実ではない、不確かな情報が広がっています。正しい情報は国や県など公的機関や報道機関で確認し、冷静に行動してください。また、このような不確かな情報を拡散することは多くの人に迷惑をかけるので、絶対にやめましょう。
- 次のようなトラブルや犯罪被害に巻き込まれないよう、十分に気をつけましょう。

家庭で過ごしている様子を何度もSNS等に投稿したり、不正アプリを利用したりしてしまったことで、知られたくない個人情報が流出してしまう
知らない人から連絡が来るようになったり、言葉巧みに誘われ、誘拐されたりする
オンラインゲームやゲームアプリ等で高額な課金をしてしまう
不確かな情報の拡散や不適切な投稿をしたことにより、炎上してしまう
フリーマーケットやオークションなどを個人間で直接の取引を行うことにより、商品が届かない、偽物が届くといった被害にあう
マンガなどを撮影して投稿したことにより、著作権侵害で訴えられる

- 新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、感染した人、感染した人の家族や長時間一緒に過ごした人、また、その治療に関わる人が傷つくような冗談や悪口・いじめ・SNSでの誹謗中傷を絶対にしてはいけません。
- (※) テレビ、スマートフォン、パソコン、タブレット、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機等

## 保護者の皆様へ

- 子どもたちが、犯罪被害に巻き込まれたり、生活習慣が乱れたりしないように、各家庭において親子で話し合いをして、電子メディア機器利用のルール作りを行っていきましょう。また、すでにルール作りができていない家庭でも、もう一度話し合っ、ルールを見直してみるのもよいでしょう。
- ※ 鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会（事務局：鳥取県教育委員会社会教育課）で作成した「電子メディアとの付き合い方 学習ノート（シート）」のバックナンバー（平成29年度から令和元年度まで）を社会教育課ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/285668.htm> に公開しましたので、ご家庭での話し合い・ルールづくりには是非ご活用ください。

## 【困ったときの相談窓口】

もしものときや、困ったときには、一人で悩まず、相談しましょう。親身になって話を聞いてくれます。

インターネットを利用した犯罪にあったら	鳥取県警察本部【警察相談専用電話】#9110（通常の通話料がかかります。IP電話不可） 0857-27-9110 【サイバー犯罪対策室】0857-23-0110（代表） 【電子メール】k_haiteku@pref.tottori.lg.jp
架空請求に悩んだり、請求の内容に疑問を感じたら	消費者ホットライン 188（いやや）（局番なし） 鳥取県消費生活センター【東部消費生活相談室】0857-26-7605（県庁第2庁舎2階） 【中部消費生活相談室】0858-22-3000（倉吉交流プラザ2階） 【西部消費生活相談室】0859-34-2648（米子コンベンションセンター4階）
ネットいじめに悩んだら	相談電話・メール【子どもの相談ダイヤル】0120-0-78310（なやみいおう）（無料・毎日24時間） 【いじめ相談メール】ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp 【いじめ110番】0857-28-8718（毎日24時間） 【子どもの人権110番】0120-007-110（平日のみ8時30分～17時15分） （無料・IP電話不可）